○農林水産省告示第千八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯字湯ノ平七六三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾下大須字門脇一二四六の九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾奥谷字芋洞四五一の四、四六一、四六二の一、四六二の二、四六三の一から四六三の四まで、四六四の一、四六四の二、四六五、四六六の一、四六六の二、四六七の一、四六七の二、四六八、四六九の一、四六九の二、四七〇の一、四七〇の二、四七一から四七六まで、四七九から四八二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾字原字柿平六一四の六九、六一四の七〇、六一四の七五、六一四の七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、福島県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十八年九月七日付をもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

調査を行う者の名称	調査地域（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち左記図幅内の地域）	調査期間
福島県	檜枝岐（福島県の区域に限る）	指定の日から平成二十九年三月三十一日まで

○国土交通省告示第千八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録更新年月日　平成二十八年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲

六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○国土交通省告示第千八十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件

一　登録更新年月日　平成二十八年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲